


船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年9月14日 08時28分ごろ
発生場所	香川県小豆島地蔵埼西方沖 地蔵埼灯台から真方位270° 1,800m付近 （概位 北緯34° 24.9′ 東経134° 12.9′）
事故の概要	プレジャーボートあすかは、東南東進中、また、漁船悦丸は、漂泊中、両船が衝突した。 あすかは、船長が負傷し、船首部スタンションの曲損等を生じ、また、悦丸は、船長が負傷し、スパンカーの曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和元年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート あすか、2.7トン 280-44238香川、個人所有 7.86m(Lr)×2.44m×0.84m、FRP ディーゼル機関、103kW、平成26年6月 B 漁船 悦丸、1.1トン KA3-31305（漁船登録番号）、個人所有 7.05m(Lr)×1.92m×0.61m、FRP ディーゼル機関、58.84kW、平成8年11月1日 第291-36698号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 65歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年11月18日 免許証交付日 平成31年2月12日 （令和6年2月20日まで有効） B 船長B 男性 77歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月29日 免許証交付日 平成30年6月4日 （令和6年2月15日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（船長A）

	B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部スタクションに曲損、右舷船首部外板に擦過傷 B スパンカー及びびオーニングに曲損、左舷船尾部舷縁に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約1.7m/s、視界 良好 海象：波高 約0.6m、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 微弱な西北西流
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、たちうお釣りの目的で、令和元年9月14日06時10分ごろ香川県高松市所在のマリーナを出航し、07時00分ごろ地蔵埼西方沖の釣り場に到着し、スパンカーを掲げて漂泊し、釣りをを行いながら潮上りを繰り返していた。</p> <p>A船は、船長Aが、08時23分ごろ3回目の潮上りをする事とし、操舵室のすぐ後ろにある後部甲板右舷側の操縦区画で立って操船に当たり、前方を見たところ、右舷前方に数隻の漂泊船を認めたが、船首方に漂泊船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる他船がないと思い、右舷前方にいる漂泊船との距離を保つことに意識を向け、約7ノットの対地速力で、手動操舵により東南東進した。</p> <p>船長Aは、釣果が得られていなかったため、釣り餌を取り替えることとし、中腰の姿勢で目線を下方に向け、餌の取替え作業を行っていたところ、08時28分ごろ衝撃を感じ、右舷後方を見てB船と衝突したことを知った。（図1参照）</p>
	 <p>図1 航行中のA船で、餌の取替え作業を行っている船長A（イメージ）</p> <p>船長Aは、衝突の弾みで左手甲に切り傷を負った。</p> <p>船長Aは、A船をB船に寄せた後、船長Bに声を掛けてけがの様子などを尋ねた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、05時50分ごろ小豆島の王子前漁港を出航し、同島崩鼻西方沖の漁場で釣りを行った後、漁場を移動することとし、08時20分ごろ地蔵埼西方沖の漁場に到着し、スパンカーを掲げて船首を東方に向け、主機を</p>

中立運転として漂泊した。

船長Bは、潮上りしながら接近する他船が漂泊中のB船を避けると思い、操縦区画のすぐ後ろの後部甲板右舷側で、右舷前方に身体を向けて立ち、左手で舵輪を持った姿勢をとり、釣り竿を船外に出して電動リールのメーターや竿先を見ながら、ときどき周囲を見て釣りを行っていた。(図2参照)



図2 漂泊中のB船で、右舷前方に身体を向けて立っている船長B (イメージ)

B船は、船長Bが、左舷後方を振り向いたところ、目の前にA船の船首部が見え、身体を左にひねって逃げようとしたところ、B船の左舷船尾部とA船の右舷船首部とが衝突した。

船長Bは、衝突の衝撃で左尻から甲板上に落下した。

船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報し、後日、香川県土庄町内の病院に行き、頸椎捻挫及び腰殿部打撲傷と診断された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

船長Aは、A船の操舵室内を土足禁止にしていたので、靴を脱いで上がるのが面倒だと思い、本事故前、後部甲板右舷側の操縦区画で操船に当たっていた。

船長Aは、操縦区画で操船に当たった場合、後部甲板から操舵室のガラス越しに前方を見ることになり、操縦席に座って操船に当たる場合に比べ、前方の見通しが悪くなるので、操縦席に座って操船に当たっていたらB船の存在に気付いていたと本事故後に思った。

船長Bは、笛を持っていた。

船長Bは、漂泊して釣りを行う際、他の漂泊船と接近しないよう、身体を左右にひねって見える範囲の見張りを行っていた。

船長Bは、身体の後方方向から接近してくるA船に、早めに気付いていたら、主機を使って移動するなど衝突を避ける措置をとっていたと本事故後に思った。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、地蔵埼西方沖において、東南東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、中腰の姿勢で目線を下方に向け、餌の取替え作業を行いながら航行したことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、後部甲板右舷側の操縦区画で立って操船に当たっており、操舵室の操縦席に座って操船に当たる場合に比べて前方の見通しが悪かったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、前路に航行の支障となる他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、地蔵埼西方沖において、船首を東方に向けて漂泊中、船長Bが、潮上りしながら接近する他船が漂泊中のB船を避けると思い、右舷前方に身体を向けて立った姿勢で、電動リールのメーターや竿先を見ながら釣りを行っていたことから、左舷後方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、右舷前方に身体を向けた姿勢から身体を左右にひねって見える範囲の見張りを行っていたことから、自身の真後ろ方向から接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、地蔵埼西方沖において、A船が東南東進中、B船が船首を東方に向けて漂泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、餌の取替え作業を行いながら航行し、また、船長Bが、電動リールのメーターや竿先を見ながら釣りを行っていたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、できる限り前方の見通しの良い操縦席で操船に当たり、他の作業を行うことなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・釣りをしながら漂泊する場合においても、常時、周囲の見張りを適切に行って接近する他船の早期発見に努め、有効な音響による信号を行える手段を講じた上で、接近する他船を認めたときには注意喚起信号を行ったり、余裕のある時機に移動したりして衝突を避けるための措置をとること。 ・汽笛を備えていない船舶は、他船等に自船の存在を知らせることができ簡易式のエアホーン等を用意しておくことが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

